

岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

令和 6 年 10 月に採用するパートタイム会計年度任用職員（事務補助員）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（事務補助員）
職務内容	岡崎美術展事務の補助（搬入受付、審査会、審査結果校正、表彰式、搬出などの事務の補助） 岡崎美術展会期中の受付ならびに会場監視
募集人数	若干名
応募要件	次の条件を満たしている人 ・ 令和 6 年 10 月 15 日（火）から 10 月 27 日（日） 岡崎市美術館で開催する、第 77 回岡崎美術展に勤務できる人 ・ 令和 6 年 10 月 15 日（火）搬入、16 日（水）審査会、10 月 27 日（日）搬出の勤務ができる人

※ 地方公務員法第 16 条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて 1 日当たり 7 時間 45 分未満かつ週当たり 38 時間 45 分未満の人

2 任期

令和 6 年 10 月 15 日 ～ 令和 6 年 10 月 27 日

(任用の日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。)

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所

岡崎市美術館 (岡崎市明大寺町茶園 11-3)

4 勤務時間等

(1) 始業、終業の時刻

午前 9 時 30 分 ～ 午後 6 時 00 分

10 月 17 日は、午後 1 時 ～ 午後 4 時 45 分

(2) 休憩時間

60 分

(3) 週休日

10 月 21 日及び毎週日曜日から土曜日までの間で、所属長が勤務時間を割り振らない日。

(4) 勤務日数

1 週間の (通常の) 勤務日数は 4 日以内とし、任期中の勤務日数は 4 日以上 7 日以内とする。

(5) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

5 給与等

(1) 給与

ア 報酬

時間額 1,100 円

イ 期末手当

無

(2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

6 加入保険等

(1) 雇用保険

加入なし

(2) 健康保険及び厚生年金

加入なし

(3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例又は労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

7 応募方法

次の書類を作成し、[文化振興課文化施設係（担当：永田）]へ提出してください。なお、書類の受付時に簡単な面接を行うため、提出は事前に電話で訪問日時を調整の上、必ず応募者本人が持参してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 勤務可能日一覧

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 市役所は平日午前8時30分から午後5時15分まで開庁（開館）しています。土曜日、日曜日及び祝日は閉庁（休館）しますので、お問い合わせの際は御注意ください。

※ 随時選考のため、合格者が募集人数に達し次第、受付を終了します。

8 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

提出書類及び提出時の面接により選考します。

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

9 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 社会文化部文化振興課文化施設係（福社会館5階）

電話：(0564) 23-6432（直通）

F A X：(0564) 23-6343

※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。